

[事案 2019-160] 割増保険料返還請求

・令和2年3月5日 裁定終了

<事案の概要>

適切な査定が行われず不要な特別条件が適用されていたとして、既払込割増保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年4月に、告知書扱いにより特別条件付で契約した特約組立型総合保険について、3年後に保障見直しをする際に社医診査を受けたところ、無条件引受となった。しかし、3年前から自分の健康状態は変わっておらず、当時の募集人が告知書ではなく社医診査を案内するなど適正な対応をしていれば特別条件は付いていなかったもので、本契約で支払った割増保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由等により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 査定をどのような方法で実施するかは、当社が経費の制約や顧客利便性等を踏まえて判断する事柄であり、本観点から定めた取扱いに沿って対応しており問題ない。
- (2) 査定基準は適宜変更されており、今回社医診査で無条件となったからといって、以前の査定結果が不当ということにはならない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および保障見直し時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、適切な査定が行われず不要な特別条件が適用されていたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。